

「銀の馬車道」商品販売システム(EC サイト)開設業務仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、「銀の馬車道」商品販売システム(EC サイト)開設業務の内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に、双方協議のうえ決定する。

2 事業目的

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーの魅力発信や、日本遺産を通じた地域活性化、周辺の魅力を含めた地域のブランド化を図るため、EC サイトを開設し、「銀の馬車道」商品開発支援事業により開発された商品をはじめ、「銀の馬車道」ロゴマークや「銀の馬車道」・「銀馬車かぼちゃ」の文字を使用した商品等の販売支援を行う。

3 実施主体

銀の馬車道ネットワーク協議会

4 実施方法

民間企業等への委託

5 委託上限額

1,430千円以内(税込み)

6 実施時期

契約締結日～令和5年3月31日(金)

EC サイト開設についてのモデルスケジュールは下記のとおり。

- ①契約締結日から 販売システムの構築(サイト構築・商品登録・テスト運用含む)
- ②令和5年2月28日 本運用開始
- ③令和5年3月31日まで 保守管理・操作サポート・不具合時の対応等
※契約締結後、詳細について協議します。

7 事業内容

「銀の馬車道」商品を魅力的かつわかりやすく紹介し、販売促進につながるECサイトの構築、運用開始後のサポート

(1) ECサイトの構築

「銀の馬車道」商品をWEB上で販売できる仕組みを構築すること

- ① 環境について
 - ・モール型・SaaS型・自社サイト型など形式は問わない。それぞれのメリット、デメリットを考慮し、「銀の馬車道」商品をPRするうえで最も効果的な手法を提案すること

② ヘッダーデザイン

「銀の馬車道」商品の魅力を伝えるデザインで、サイトへの誘導が図られる訴求力のあるヘッダーの制作

③ 各ページ

ア 全ページ共通事項

- ・デザイン、レイアウトについては、利用者にとって「銀の馬車道」商品の魅力がわかりやすく伝わるものとする。
- ・また、デザイン・レイアウトに必要な資料については、販売、登録する商品情報を除き、受託者において入手するものとする。
- ・PC・スマートフォンともに利用できるようにすること。またそれぞれのデバイスの表示サイズに合わせたページにすること。

イ トップページ

- ・モール型や Saas 型の EC サイトを構築する場合、サイト訪問者にわかりやすいデザインとし、「銀の馬車道」商品を総合的に紹介できる仕様にすること。（銀の馬車道 HP にショッピングページを追加する場合も同様）
- ・価格やカテゴリーごとに商品を選択できるようにすること。なお、カテゴリーについては、今後協議して決めるものとする。

ウ 商品ページ

- ・商品情報やストーリー、生産者の情報をわかりやすく掲載し、購買意欲を高めるページデザインとすること。
- ・商品画像については、原則出展者提供の画像を使用する。

エ その他

- ・「特定商取引法に基づく表記」の素案を作成し、掲示(PDF, リンク等)を可能にすること。
- ・「プライバシーポリシー」の素案を作成し、掲示(PDF, リンク等)を可能にすること。

(2) EC サイト開設後(運用中)のサポートについて

テスト運用期間を含め、事業実施期間の EC サイトの保守管理、操作サポート、不具合時等の問い合わせについて対応できるようにすること。

(3) 受注管理について

商品の注文受付や発送等は、サイト利用者と販売事業者が直接行う仕組みとすること。また、サイトの特性上、一元的に受注管理を行う事務局を設ける必要がある場合は、当該業務の他事業者等への委託も可能とする。

(再委託については、後述 9 「留意事項」にも記載しているので、確認すること。)

(4) マニュアルの作成

商品登録、在庫登録等、初期登録やその後の運用に必要なマニュアルを作成し、レクチャー(説明会など)を行うこと。

※説明会の開催にかかる費用については、本契約には含まない。

(5) 令和5年度以降の事業の提案

令和5年度以降の受注管理等の仕組み、予算案などを併せて提案すること。

(6) その他

- ① 関係団体との連絡調整、関係文書の作成
- ② その他付随する業務

8 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は銀の馬車道ネットワーク協議会に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改編したものを含む。)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、銀の馬車道ネットワーク協議会は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

9 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時事務局(兵庫県中播磨県民センター県民交流室産業観光課内)に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。
- (2) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協議会に提出し、協議会の書面による承認を得た場合は、協議会が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は協議会に対し全ての責任を負うものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。

10 実績報告書・成果物の提出

- (1) 本業務に係わる実績報告書(実施概要、実績、効果)
- (2) 事業実施において作成したデータ(実績報告書含む)